# 太田市マイナンバーカードガイドブック デザイン作成業務委託 仕様書(公募用)

## | 業務委託名

太田市マイナンバーカードガイドブック デザイン作成業務委託

## 2 目的

太田市(以下「市」という。)では、市民のマイナンバーカード保有率が70%を超え、 今後は手続きや利用に関する問い合わせが増えることが予想されることから、ガイド ブックを作成することで、マイナンバーカードの理解を深めていただくとともに、よくある 問い合わせの減少を図ることを目的とする。

# 3 業務委託期間

契約締結日 ~ 令和6年9月30日(予定)

#### 4 業務委託内容

マイナンバーカードガイドブック(以下「ガイドブック」という。)のデザイン、原稿データの作成、編集、校正及び電子媒体に係る業務を委託する(ガイドブックの印刷製本は含まない。)。また、業務委託は以下の項目等を踏まえて実施するものとする。

- (1) 写真やデザイン、レイアウトを効果的に行い、読者が見やすく、飽きないような構成にすること。また、色覚バリアフリーに配慮すること。
- (2) ガイドブックの作成方法は、市と協議の上、決定することとする。
- (3) 校正回数は、初校正・再校正・色校正の3回を基本とするが、市の同意が得られるまで対応するものとする。
- (4) 当業務の工程表を作成し、市へ提出すること。
- (5) 電子媒体について
  - ①市ホームページに掲載できるよう、PDF などの電子媒体でも作成すること。
  - ②どのページからでも目次またはページー覧が表示できるようにすること。
  - ③パソコン、タブレット、スマートフォンでも閲覧しやすい形式とすること。
- (6) ガイドブックの内容は、次の項目とし、最終的な構成内容については、市と協議の上、決定することとする。

	項目	掲載内容
1	表紙	
2	目次	
3	マイナンバーカードに	マイナンバーカードの説明、カードの記載内容、取
	ついて	扱の注意事項、有効期限

4	健康保険証	健康保険証について
-	及冰冰大血	
		顔認証マイナンバーカードについて
5	暗証番号について	マイナンバーカード4つの暗証番号
6	電子証明書	電子証明書の種類と使い道、マイナポータルのこと
7	コンビニ交付サービ	取得できる証明書、利用時間、利用できる店舗、操
	ス	作方法など
8	特例転出について	マイナンバーカードを利用したオンラインでの転出
		手続きについて
9	各種手続き方法	転入時の手続き
		紛失した場合
		引越、氏名変更時における手続き
		暗証番号の変更・再設定
		電子証明書の更新
		マイナンバーカードの更新
		外国人の方の有効期限延長及び特例延長
		顔認証マイナンバーカードにしたい
10	よくある質問	
11	お問い合わせ先	

# 5 ガイドブックの仕様(案)

- (I) 規格 A4版・縦・横書き
- (2) ページ数 両面刷り・最大32ページ
- (3) 色数 4色印刷(フルカラー)
- (4) 製本 中綴じ製本
- (5) 紙質 コート紙 70.5kg 以上の厚さ

# 6 成果物の提出について

- (1) 紙媒体
- (2) 電子媒体

市が印刷業者に別途発注するため、データ入稿可能な状態として納品すること。 その他に、以下のデータ様式を納品すること。

- ① PDF(一括及び項目別)
- ② AI データ
- ③ JPEG データ
- (3) 完了報告書

## 7 納品場所

太田市浜町2番35号 太田市役所 市民課

## 8 特記事項

- (1) この仕様書は、プロポーザル用であり、優先交渉権者として採用された場合は、 最終的な仕様書(実施仕様書)を市と優先交渉権者との間で協議を行い、 提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。
- (2) 権利の帰属について
  - ① 成果品について、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条~第28条に 規定する著作権者の権利は市に譲渡するものとし、市は、本業務の成果品を 自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。また、 著作者人格権についての権利行使は行わないこと。
  - ② 成果品について、著作権等を市に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、納品までに市に申し入れを行い、了解を得ること。
  - ③ 成果品について、第三者と紛争が生じたときは、優先交渉権者の責任と費用負担において解決すること。
- (3) 制度改正等でガイドブックの変更が生じた場合を想定し、再編集可能なように対応すること。
- (4) 太田市情報セキュリティ基本方針を遵守し、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書で明示できない事項や疑義が生じた事項については、市と優先交 渉権者とで都度協議して定めるものとする。